

自動車取得税修正申告書によつてしなければならない。

(自動車取得税の徴収猶予等の手続)

第四十条 条例第二百一条第一項に規定する申告書の様式は、別記様式第六十一号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申告書を受理した場合は、その処分を決定し、猶予することとしたときは別記様式第六十一号の二による自動車取得税徴収猶予通知書によつて、猶予しないこととしたときは別記様式第十六号の七による徴収猶予(期間延長)不承認通知書によつて、これを通知するものとする。

3 知事は、法第二百五条第四項の規定により徴収猶予を取り消したときは、別記様式第六十一号の三による自動車取得税徴収猶予取消し通知書によつて、これを通知するものとする。

(自動車取得税の還付又は納付義務の免除の手続)

第四十一条 条例第二百二条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第六十二号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第六十二号の二による自動車取得税還付(を還付しない旨の)通知書によつて、これを通知するものとする。

3 知事は、法第二百五条第二項の規定により自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予した場合において、同条第一項の規定に該当することとなつたとき又は当該徴収猶予期間が満了したときは、別記様式第六十二号の三による自動車取得税納付義務免除(の納付義務を免除しない旨の)通知書によつて、当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

4 条例第百三条に規定する申請書の様式は、別記様式第六十二号の四のとおりとする。

5 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その処分を決定し、還付又は納付義務を免除することとしたときは別記様式第六十二号の五による自動車取得税還付(納付義務免除)通知書によつて、還付又は納付義務の免除をしないこととしたときは別記様式第六十二号の六による自動車取得税を還付(の納付義務を免除)しない旨の通知書によつて、これを通知するものとする。

(自動車取得税に係る徴収金の滞納処分)

第四十二条 自動車取得税に係る徴収金の滞納処分は、県内に住所を有する滞納者については、当該住所を管轄する県税事務所に勤務する徴税吏員が行い、県外に住所を有する滞納者については、総務局財務部税務課に勤務する徴税吏員が行うものとする。

(軽油引取税の元売業者の届出)

第四十三条 県内に主たる事務所又は事業所を有する元売業者が主たる事務所又は事業所を他の都道府県に移転しようとするときは、移転しようとする日の五日前までに別記様式第六十三号による移転届出書を、広島県西部県税事務所長に提出しなければならない。

(軽油引取税の仮特約業者の指定等の手続)

第四十四条 広島県西部県税事務所長は、施行規則第八条の三十三に規定する書類を受理した場合は、その処分を決定し、仮特約業者として指定することとしたときは、別記様式第六十四号による軽油引取税仮特約業者指定通知書によつて当該申請をした者に通知するとともに、指定した旨を知事に報告するものとする。

2 広島県西部県税事務所長は、施行規則第八条の三十三に規定する書類を受理した場合において仮特約業者として指定しないこととしたときは、別記様式第六十四号の二による軽油引取税仮特約業者に指定しない旨の通知書によつて当該申請をした者に通知するものとする。

3 広島県西部県税事務所長は、法第百四十四条の八第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消したときは、別記様式第六十四号の三による軽油引取税仮特約業者指定取消し通知書によつて当該取消しに係る者に通知するとともに、指定を取り消した旨を知事に報告するものとする。

4 広島県西部県税事務所長は、法第百四十四条の八第四項の規定により他の都道府県知事から仮特約業者の指定又は指定の取消しを行った旨の通知を受けたときは、その旨を知事に報告するものとする。

5 知事は、第一項、第三項及び前項の規定による報告を受けたときは、その旨を広島県報に登載して公告するものとする。

6 県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者が主たる事務所又は事業所を他の都道府県に移転しようとするときは、移転しようとする日の五日前までに別記様式第六十三号による移転届出書を、広島県西部県税事務所長に提出しなければならない。

(軽油引取税の特約業者の指定等の手続)

第四十五条 広島県西部県税事務所長は、施行規則第八条の三十四に規定する書類を受理した場合は、その処分を決定し、特約業者として指定することとしたときは、別記様式第六十五号による軽油引取税特約業者指定通知書によつて当該申請をした者に通知するとともに、指定した旨を知事に報告するものとする。

2 広島県西部県税事務所長は、施行規則第八条の三十四に規定する書類を受理した場合において特約業者として指定しないこととしたときは、別記様式第六十五号の二による軽油引取税特約業者に指定しない旨の通知書によつて当該申請をした者に通知するものとする。

3 広島県西部県税事務所長は、法第百四十四条の九第三項、第五項本文又は第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消したときは、別記様式第六十五号の三による軽油引取税特約業者指定取消し通知書によつて当該取消しに係る者に通知するとともに、指定を取り消した旨を知事に報告するものとする。

4 広島県西部県税事務所長は、法第百四十四条の九第二項又は第九項の規定により他の都道府県知事から特約業者の指定又は指定の取消しを行った旨の通知を受けたときは、

その旨を知事に報告するものとする。

5 知事は、第一項、第三項及び前項の規定による報告を受けたときは、その旨を広島県報に登載して公告するものとする。

6 県内に主たる事務所又は事業所を有する特約業者が主たる事務所又は事業所を他の都道府県に移転しようとするときは、移転しようとする日の五日前までに別記様式第六十三号による移転届出書を、広島県西部県税事務所長に提出しなければならない。

(施行令第四十三条の十一第四号口の保証の手續)

第四十六条 県内の納入地に係る施行令第四十三条の十一第四号口の保証を行おうとする元売業者は、別記様式第六十六号による保証届出書を、広島県西部県税事務所長に提出しなければならない。

2 広島県西部県税事務所長は、前項の規定による保証届出書を受理した場合は、別記様式第六十六号の二による保証指定書によつて当該保証の金額及び期間について指定するものとする。

3 施行令第四十三条の十一第四号口の保証は、別記様式第六十六号の三による保証書によつてするものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録申請等)

第四十七条 条例第一百十二条第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請書の様式は、別記様式第六十七号のとおりとする。

2 条例第一百十二条第二項又は第四項の規定による登録特別徴収義務者として登録する旨の通知は、別記様式第六十七号の二によつてするものとする。

3 条例第一百十二条第三項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請書の様式は、別記様式第六十七号の三のとおりとする。

4 条例第一百十二条第五項に規定する登録変更申請書の様式は、別記様式第六十七号の四のとおりとする。

5 条例第一百十二条第八項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、別記様式第六十七号の五によつてしなければならない。

6 条例第一百十二条第十項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の通知は、別記様式第六十七号の六によつてするものとする。

(軽油引取税に係る特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置)

第四十八条 法第四百四十四条の十六第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第六十八号による軽油引取税特別徴収義務者証亡失届を広島県西部県税事務所長に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

第四十九条 広島県西部県税事務所長は、前条に規定する届出書を受け、その事実を確認したときは、遅滞なく、当該特別徴収義務者の証票が無効である旨を公告するものとする。

2 前項の公告は、広島県西部県税事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第五十条 条例第一百二十二条の三第一項(条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の免税軽油使用者証(以下「免税軽油使用者」という。)の交付申請は、同項に規定する免税軽油使用者(以下「免税軽油使用者」という。)の当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の県税事務所長に対して行わなければならない。ただし、免税軽油使用者は、特別の事情によりこれにより難しい場合にあつては、主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の県税事務所長に申請することができる。

2 免税軽油使用者は、前項ただし書の場合においては、条例第一百二十二条の三第三項ただし書(条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に該当する場合を除き、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の県税事務所長に対し、別記様式第六十九号の免税証交付申請先届出書を提出するとともに、その写しを免税軽油使用者証の交付を受けようとする県税事務所長に提出しなければならない。

3 免税軽油使用者は、第一項ただし書の場合において特別の事情がなくなつたときは、主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の県税事務所長に対し、前項に規定する届出書を提出するとともに、その写しを当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の県税事務所長に提出しなければならない。

4 第一項の免税軽油使用者証の交付を申請する場合の申請書には、条例附則第十六条各号に掲げる機械、車両又は設備の明細について、市町村長の証明その他事実を証する書面を添付しなければならない。

5 条例第一百二十二条の三第一項の免税軽油(以下「免税軽油」という。)の引取りは、条例第一百二十二条の四第四項に規定する免税証と引換えに行わなければならない。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じる場合の手続)

第五十一条 法第四百四十四条の二十一第四項の規定による免税軽油使用者証及び免税証の返納命令は、別記様式第七十号による軽油引取税免税証等返納命令書によつて行うものとする。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証等を返納する場合の手続)

第五十二条 条例第一百二十二条の三第一項の規定によつて免税軽油使用者証の交付を受けた者は、その証を返納しようとするときは、別記様式第七十号の二による軽油引取税免税証等返納書を添えて交付を受けた県税事務所長に返納しなければならない。

2 前項の規定は、免税軽油使用者が免税証を返納しようとする場合についてこれを準用する。

第五十二条の次に次の十条を加える。

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証等を亡失した場合の措置)

第五十二条の二 条例第一百十二条の三第一項の規定によつて免税軽油使用者証の交付を受けた者は、その証を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第七十一号による免税軽油使用者証亡失届にその事実を証するに足る証拠書類を添えて県税事務所に提出し、免税軽油使用者証の再交付を受けなければならない。

2 免税軽油使用者は、免税証を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第七十一号の二による免税証亡失届にその事実を証するに足る証拠書類を添えて県税事務所に提出しなければならない。

3 第四十九条の規定は、前二項の場合についてこれを準用する。この場合において、同条第一項中「広島県西部県税事務所長」とあるのは「県税事務所長」と、「前条」とあるのは「前二項」と、「当該特別徴収義務者の証票」とあるのは「当該免税軽油使用者証又は免税証」と、同条第二項中「広島県西部県税事務所」とあるのは「当該県税事務所」と読み替えるものとする。

(免税軽油の引取り等に係る報告書)

第五十二条の三 条例第一百十二条の八第一項(条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する報告書を提出する者は、当該報告書に別記様式第七十二号による明細書を添付しなければならない。

(軽油を返還した場合の手続)

第五十二条の四 条例第一百十二条の十一第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十三号のとおりとする。

2 条例第一百十二条の十一第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十三号の二のとおりとする。

3 広島県西部県税事務所長は、条例第一百十二条の十一第二項の規定により軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付申請があつた場合においてこれを承認したときは、別記様式第七十三号の三による通知書を交付するものとする。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における手続)

第五十二条の五 条例第一百十二条の十二第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十三号の四又は別記様式第七十三号の五のとおりとする。

2 広島県西部県税事務所長は、条例第一百十二条の十二第一項の規定により軽油引取税額の納入免除申請又は軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付申請があつた場合においてこれを承認したときは、別記様式第七十三号の三による通知書を交付するものとする。

(軽油を免税用途に供した事実及び数量についての承認申請書等の様式)

第五十二条の六 条例第一百十二条の十三第一項(条例附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する承認申請書の様式は、別記様式第七十四号のとおりとする。

2 条例第一百十二条の十三第二項(条例附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)に規定する承認書の様式は、別記様式第七十四号の二のとおりとする。

(軽油引取税に係る自動車用炭化水素油譲渡証を返納する場合の手続)

第五十二条の七 法第四百四十四条の三十二第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた者は、その証を返納しようとするときは、別記様式第七十五号による自動車用炭化水素油譲渡証返納書を添えて広島県西部県税事務所に返納しなければならない。

(軽油引取税に係る自動車用炭化水素油譲渡証を亡失した場合の措置)

第五十二条の八 法第四百四十四条の三十二第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた者は、その証を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第七十五号の二による自動車用炭化水素油譲渡証亡失届を広島県西部県税事務所に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

2 第四十九条の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

(軽油引取税の引取りの報告等)

第五十二条の九 施行規則第八条の五十一第二項ただし書及び第八条の五十三第六項ただし書の規定による命令は、別記様式第七十六号による軽油引取税に係る命令書によつて行うものとする。

(軽油引取税の徴収猶予申請手続等)

第五十二条の十 条例第一百十二条の九に規定する申請書の様式は、別記様式第七十七号のとおりとする。

2 広島県西部県税事務所長は、前項の申請書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第七十七号の二による軽油引取税徴収猶予通知書又は別記様式第十六号の七による徴収猶予(期間延長)不承認通知書によつて、これを通知するものとする。

3 法第四百四十四条の二十九第二項において準用する法第十五条の三第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の八による徴収猶予取消し通知書によつてするものとする。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の通知)

第五十二条の十一 広島県西部県税事務所長は、法第四百四十四条の三十一第一項の規定による申請を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第七十八号又は別記様式第七十八号の二による通知書によりこれを特別徴収義務者に通知するものとする。

第五十七条の四から第六十九条までを次のように改める。

第五十七条の四から第六十九条まで 削除

第六十九条の二を削る。

附則第二条の二から附則第二条の四までを削る。

附則第四条第三項中「第四条第一項」を「第一項」に改め、同条第六項中「第四十条の六第十五項第二号」を「第四十条の六第十七項第二号」に改め、同条第七項中「第七十条の四第八項」を「第七十条の四第十五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、

同条第九項中「第七十条の四第十一項」を「第七十条の四第十二項」に改める。

附則別記様式第五号中「第40条の6第15項第2号」や「第40条の6第17項第2号」に改める。

附則別記様式第六号及び附則別記様式第七号中「第70条の4第8項」や「第70条の4第15項」に改める。

附則別記様式第八号中「第70条の4第11項」や「第70条の4第22項」及び「管轄地域事務所長」や「管轄県事務所長」に改める。

別記様式第一号^(裏)中「地域事務所長及び地域事務所税務局」や「県税事務所長及び県税事務所」に改める。

別記様式第二号^(裏)及び別記様式第三号^(裏)中「第175条、第206条、第699条の29、第700条の44」や「第140条、第144条の55、第175条、第206条」及び「地域事務所長及び地域事務所税務局」や「県税事務所長及び県税事務所」に改める。

別記様式第五号の二^(表)中

「地域」	や	「県税」	及び	「広島県地域事務所扱」	や
------	---	------	----	-------------	---

「広島県県税事務所扱」及び「広島県地域事務所扱」や「広島県県税事務所扱」に改める。

別記様式第五号の三を次のように改める。

様式第 5 号の 3 (第 6 条関係)

(表)

1 この個人事業税は、地方税法第 72 条の 2 及び広島県税条例第 47 条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。

2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に 1,000 円未満の端数があるとき又は税額の全額が 2,000 円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント（当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 第 1 の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合として計算してください。

3 延滞金の金額が 1,000 円未満の場合は全額を切り捨て、1,000 円以上の場合には 100 円未満の端数を切り捨ててください。

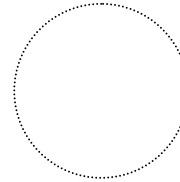
4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙は、シーリング式はがきとする。



郵便はがき

住所（所在地）

〒

氏名（名称）

様

広島県

県税事務所長

個人事業税の納税通知が内側にあります。

(裏)

平成 年度 個人事業税納税通知書

所得内訳 平成 年分	事業種別 第 種	賦課番号	納税通知書番号
---------------	-------------	------	---------

課税標準額	円	税率	年税額	円
		/100		
1 期 納 期	平成 年 月 日から	1 期納付額 円		
	平成 年 月 日まで			
2 期 納 期	平成 年 月 日から	2 期納付額 円		
	平成 年 月 日まで			

上記の金額を納期限までに納付してください。

平成 年 月 日

氏名 (名称) 様

広島県 県税事務所長 印

別記様式第五号の四表及び別記様式第五号の六表中
「地域」や「県税」

「広島県
地域事務所扱」や「広島県
県税事務所扱」

県 県税事務所扱」に於ける。

別記様式第五号の八表中「広島県 地域事務所税務局」や「広島県 県税事務所」

「広島県
地域事務所税務局」や「広島県
県税事務所」

別記様式第五号の十表中「地域」や「県税」

「広島県
県税事務所扱」

なる。

別記様式第五号の十一表中「地域コード」や「県税コード」に於ける。

別記様式第五号の十二表中「地域」や「県税」に於ける。

別記様式第五号の十三の二中「第 700 条の 16 第 4 項又は同法第 700 条の 19 第 5 項」

や「第 144 条の 22 第 4 項又は同法第 144 条の 25 第 5 項」に於ける。

別記様式第六号 別記様式第六号の二表及び別記様式第六号の三表中「地域」

「県税」

「地域事務所扱」や「広島県 県税事務所扱」に於ける。

別記様式第六号の三の二表中「広島県 地域事務所税務局」や「広島県 県税事務

所」

別記様式第六号の五中「地域」や「県税」

「広島県 県税事務所扱」に於ける。

別記様式第七号中「地域」や「県税」

「広島県
県税事務所扱」

ぬる。

「地域」^ハ「県税」^ハ「広島県 地域事務所

扱」^ハ「広島県 県税事務所扱」^ハとせらる。

別記様式第二十号の四「地域」^ハ「県税」^ハとせらる。

別記様式第二十号の五(表)中「第 699 条の 18 及び第 699 条の 21 又は第 699 条の 22」^ハ「第 129 条及び第 132 条又は第 133 条」^ハとせらる。

別記様式第十一号の二(表)中「地域」^ハ「県税」^ハ「地域事務所」^ハ「県税事務所」^ハとせらる。

別記様式第十一号の三(表)及び別記様式第十一号の五(表)中「地域」^ハ「県税」^ハ

「広島県 地域事務所扱」^ハ「広島県 県税事務所扱」^ハ「広島県 地域事務所扱」^ハ

「広島県 県税事務所扱」^ハとせらる。

別記様式第十一号の六(表)中「広島県 地域事務所税務局」^ハ「広島県 県税事務所

」^ハ「広島県 地域事務所税務局」^ハ「広島県 県税事務所」^ハとせらる。

別記様式第十一号の七(表)中「地域コード」^ハ「県税コード」^ハとせらる。

別記様式第十六号の七中「第 11 条, 第 25 条の 2, 第 30 条, 第 46 条, 第 57 条の 5,

第 69 条関係」^ハ「第 11 条, 第 25 条の 2, 第 30 条, 第 40 条, 第 46 条, 第 52 条の 10 関係」^ハとせらる。

別記様式第十六号の八中「第 11 条の 3, 第 25 条の 2, 第 46 条, 第 69 条関係」^ハ「第 11 条の 3, 第 25 条の 2, 第 46 条, 第 52 条の 10 関係」^ハとせらる。

別記様式第二十四号中「地域」^ハ「県税」^ハ「広島県 地域事務所扱」

「広島県 県税事務所扱」^ハとせらる。

別記様式第二十七号中「(7) 自動車税 (8) 軽油引取税」^ハ「(7) 軽油引取税

(8) 自動車税」^ハとせらる。

別記様式第二十七号中「地域」^ハ「県税」^ハ「広島県 地域事務所扱」

「広島県 県税事務所扱」^ハとせらる。

別記様式第四十二号を次のように改める。

広島県 県税事務所長様

第 平成 年 月 日
市町 号
長印

個人の県民税徴収取扱費交付計算書

広島県税条例第43条第2項の規定によって報告する個人の県民税に係る徴収取扱費の算定は次のとおりですからこれを交付してください。

¥ {平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで}

区		分	算定基準	乗率	交付請求額
1	納税義務者数	当初賦課：賦課報告書（県税規則別記様式第39号の2）による。 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を広島県税条例第43条第1項で定める額に乗じて得た金額	人	3,000円 (4,000〃) (3,300〃)	① 円
		△ 今回交付額(上記交付請求額の4分の1に相当する額)			〃
		当該年度における確定納税義務者数：賦課異動報告書（県税規則別記様式第39号の3）による。	人	3,000円 (4,000〃) (3,300〃)	② 〃
		当該年度における確定納税義務者数による増減（②－①）	〃	3,000円 (4,000〃) (3,300〃)	〃
		平成19年度以降に賦課決定をした納税義務者について、賦課取り消しをした場合における精算額（交付請求額から減じる額）	〃	3,000円 (4,000〃) (3,300〃)	△ 〃
2	過誤納金還付 ・ 充当金額	市町が徴収した個人の県民税に係る徴収金を、法第17条又は第17条の2の規定によって市町が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する歳出還付の金額	円		〃
		平成18年改正法附則第6条第7項の規定によりみなして適用される同条第5項又は第6項の規定によって市町が還付し、又は充当した場合における当該歳出還付の金額			〃
3	還付加算金	法第17条の4の規定によって市町が加算した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	円		〃
4	報奨金	法第321条第2項の規定によって市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	〃		〃
5	配当割又は株式等譲渡所得割の控除に係る還付・充当金額	法第314条の8第3項の規定によりみなして適用される同条第2項の規定によって市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額	〃		〃
合 計					〃

- (注) 1 平成19年度及び平成20年度は、賦課決定をされた個人の県民税の納税義務者の数に4,000円を乗じた額とすること。
 2 平成21年度は、賦課決定をされた個人の県民税の納税義務者の数に3,300円を乗じた額とすること。
 3 納税義務者数は、賦課報告書及び賦課異動報告書の本年度と過年度の納税義務者数の合計から本年度の分離課税に係る所得割の者を引いた数とすること。
 4 「当該年度における確定納税義務者数」、「当該年度における確定納税義務者数による増減（②－①）」及び「平成19年度以降に賦課決定をした納税義務者について、賦課取消しをした場合における精算額（交付請求額から減じる額）」欄は、4月報告時のみ記入すること。
 5 2から5までの「乗率」欄には、当該徴収取扱費の交付の対象となる期間に適用する県民税の払込案分率を記入すること。
 6 2下段の「交付請求額」欄には、実額を記入すること。
 7 4の「算定基準」欄には、算定期間の払込金額に係る報奨金の額を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十二号の三中「地域事務所長へ」と改める。

別記様式第四十二号の六中「地域事務所に」と改める。

別記様式第四十二号の八(裏)中「地域事務所(税務局又は税務局支局)」を「県事務所長」に改める。

別記様式第四十二号の十中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改める。

別記様式第四十三号を次のように改める。

※処理	賦課番号	電算年月日	入力日	索引簿登載日	担当者
		・	・	・	

平成 年 月 日 受印 広島県 県税事務所長様	(ふりがな)				
	主たる事務所等の所在地 (ふりがな)	〒			
	法人名				
	(ふりがな)				
	代表者又は事業(資産)の経営(管理)責任者氏名 電話番号				

法人設立届・法人の事務所等の設置届

次のとおり 法人事務所等を 設立 しました。										
設立(設置)年月日	平成 年 月 日	事業年度又は連結事業年度		設立第1期	・	・	から	・	・	まで
資本金の額又は出資の額	千円	事業年度又は連結事業年度		第2期以降	・	・	から	・	・	まで
資本金等の額又は連結個別資本金等の額	千円									
事業又は資産の種類の及ぶ種類										
法人税の納税地										
広島県内の主たる事務所及び所在地	名 称	所 在 地		事務所等を有している都道府県						
	名 称	所 在 地		電話番号						
上記以外の広島県内の事務所等の名称及び所在地	有 : 無		有 : 無		有 : 無					
	有 : 無		有 : 無		有 : 無					
青色申告の承認の有無	有 : 無	有 : 無		有 : 無						
連結納税適用の有無	有 : 無	有 : 無		有 : 無						
申告納付期限延長の有無	有 : 無	有 : 無		有 : 無						
* (申告納付期限の延長には別途手続が必要です。)	法人事業税	有 (月)	(適用年月 以降)	無						
*この設立届・設置届を提出する法人が連結子法人の場合に記載してください。										
連結親法人	名 称	所 在 地		電話番号						
*個人事業を法人組織とした場合に記載してください。										
個人当時の事業主名		個人当時の所在地		個人事業廃止年月日						
備考										

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この届を提出する場合にあっては、「法人名」欄に法人課税信託の名称を併記してください。

3 次の書類を添付してください。

(1) 定款、寄附行為、規約又は規則の写し(法人課税信託に係る場合は、法人課税信託の契約書の写しその他法人課税信託の効力の発生の事実を証明する書類)

(2) 商業(法人)登記事項証明書

(3) その他参考となるもの

備考 1 組織変更の場合は、この様式に準ずるものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十三号の二中「地域事務所長に」を「県税事務所長に」と改める。
別記様式第四十四号の四中「第53条第48項」を「第53条第52項」と改める。

	「	第46項	「	第50項
別記様式第四十四号の五中	第53条	第47項	を	第53条
		第48項	」	第51項
				第52項

「第53条第46項若しくは第47項」を「第53条第50項若しくは第51項」と、「同条第48項」を「同条第52項」と改める。

別記様式第四十六号中「地 域」を「県 税」と改める。

別記様式第四十八号の四(裏)中「地域事務所長(税務局又は税務局支局)」を「県税事務所長」とし、「地域事務所の税務局又は税務局支局」を「県税事務所」と改める。

別記様式第五十二号の五及び別記様式第五十三号中「広島県東広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」と改める。

	「	地 域	」	「	県 税
別記様式第五十三号の二中	※	コード	を	※	コード
			」		」

「広島県東広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」と改める。

別記様式第五十四号から別記様式第五十四号の三までの様式及び別記様式第五十六号から別記様式第五十九号までの様式中「広島県東広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」と改める。

別記様式第六十号から別記様式第七十八号の五までを削る。

別記様式第八十五号の十一中「第57条の4関係」を「第39条関係」とし、「附則第32条第7項」を「附則第12条の2第7項」と改め、同様式を別記様式第六十号とす。

別記様式第八十五号の十二中「第57条の5関係」を「第40条関係」とし、「第699条の14第1項」を「第125条第1項」と改め、同様式を別記様式第六十一号とす。

別記様式第八十五号の十三中「第57条の5関係」を「第40条関係」と改め、同様式を別記様式第六十一号の二とす。

別記様式第八十五号の十四中「第57条の5関係」を「第40条関係」と改め、同様式を別記様式第六十一号の三とす。

別記様式第八十五号の十五の四中「第57条の6関係」を「第41条関係」とし、「第699条の14第6項」を「第125条第6項」と改め、同様式を別記様式第六十二号とす。

別記様式第八十五号の十六の五中「第57条の6関係」を「第41条関係」とし、「第699条の14第6項」を「第125条第6項」と改め、同様式を別記様式第六十二号の二とす。

別記様式第八十五号の十七の六中「第57条の6関係」を「第41条関係」とし、「

第 699 条の 14 第 1 項」や「第 125 条第 1 項」における、同様式を別記様式第六十二号の三
とす。

別記様式第八十五号の一の十二の七中「第 57 条の 6 関係」や「第 41 条関係」及び「
第 699 条の 15 第 1 項」や「第 126 条第 1 項」における、同様式を別記様式第六十二号の四
とす。

別記様式第八十五号の一の十二の八中「第 57 条の 6 関係」や「第 41 条関係」及び「
第 699 条の 15 第 1 項」や「第 126 条第 1 項」における、同様式を別記様式第六十二号の五
とす。

別記様式第八十五号の一の十二の九中「第 57 条の 6 関係」や「第 41 条関係」及び「
第 699 条の 15 第 1 項」や「第 126 条第 1 項」における、同様式を別記様式第六十二号の六
とす。

別記様式第八十五号の一の十二中「第 58 条、第 58 条の 2、第 58 条の 3 関係」や「第
43 条、第 44 条、第 45 条関係」及び「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事
務所長」における、同様式を別記様式第六十三号とす。

別記様式第八十五号の二中「第 58 条の 2 関係」や「第 44 条関係」及び「広島県広島
地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 3 第 1 項」や「第
144 条の 8 第 1 項」における、同様式を別記様式第六十四号とす。

別記様式第八十五号の三中「第 58 条の 2 関係」や「第 44 条関係」及び「広島県広島
地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」における、同様式を別記様式第六十四号の二
とす。

別記様式第八十五号の四中「第 58 条の 2 関係」や「第 44 条関係」及び「広島県広島
地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」における、同様式を別記様式第六十四号の三
とす。

別記様式第八十五号の五中「第 58 条の 3 関係」や「第 45 条関係」及び「広島県広島
地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 4 第 1 項」や「第
144 条の 9 第 1 項」における、同様式を別記様式第六十五号とす。

別記様式第八十五号の六中「第 58 条の 3 関係」や「第 45 条関係」及び「広島県広島
地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」における、同様式を別記様式第六十五号の二
とす。

別記様式第八十五号の七中「第 58 条の 3 関係」や「第 45 条関係」及び「広島県広島
地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」における、同様式を別記様式第六十五号の三
とす。

別記様式第八十五号の八中「第 58 条の 4 関係」や「第 46 条関係」及び「広島県広島
地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 56 条の 5 の 6 第 4 号ロ」や「第
43 条の 11 第 4 号ロ」における、同様式を別記様式第六十六号とす。

別記様式第八十五号の九中「第 58 条の 4 関係」や「第 46 条関係」及び「広島県広島

地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第 18 条の 9」を「第 8 条の 35」に改め、同様式を別記様式第六十六号の二とす。

別記様式第八十五号の十中「第 58 条の 4 関係」を「第 46 条関係」に、「広島県広域地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第 56 条の 5 の 6 第 4 号ロ」を「第 43 条の 11 第 4 号ロ」に改め、同様式を別記様式第六十六号の三とす。

別記様式第八十五号の十二中「第 59 条関係」を「第 47 条関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第六十七号とす。
別記様式第八十五号の十三中「第 59 条関係」を「第 47 条関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第六十七号の二とす。

別記様式第八十五号の十四中「第 59 条関係」を「第 47 条関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第六十七号の三とす。

別記様式第八十五号の十五中「第 59 条関係」を「第 47 条関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第 700 条の 22 の 4」を「第 144 条の 34」に改め、同様式を別記様式第六十七号の四とす。

別記様式第八十五号の十六中「第 59 条関係」を「第 47 条関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第 152 条第 8 項」を「第 112 条第 8 項」に改め、同様式を別記様式第六十七号の五とす。

別記様式第八十五号の十七中「第 59 条関係」を「第 47 条関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第 700 条の 12 第 1 項」を「第 144 条の 16 第 1 項」に改め、同様式を別記様式第六十七号の六とす。

別記様式第八十五号の十八中「第 59 条の 2 関係」を「第 48 条関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同様式を別記様式第六十八号とす。

別記様式第八十五号の十九中「第 60 条関係」を「第 50 条関係」に、「地域事務所に」と「県税事務所に」に、「地域事務所名」を「県税事務所名」に、「広島県 地域事務所」を「広島県 県税事務所」に改め、同様式を別記様式第六十九号とす。

別記様式第八十五号の十九の二中「第 60 条の 2 関係」を「第 51 条関係」に、「第 700 条の 15 第 4 項」を「第 144 条の 21 第 4 項」に改め、同様式を別記様式第七十号とす。
別記様式第八十五号の二十中「第 61 条関係」を「第 52 条関係」に改め、同様式を別記様式第七十号の二とす。

別記様式第八十五号の二十一中「第 62 条関係」を「第 52 条の 2 関係」に改め、同様式を別記様式第七十一号とす。

別記様式第八十五号の二十二中「第 62 条関係」を「第 52 条の 2 関係」に改め、同様式を別記様式第七十一号の二とす。

別記様式第八十五号の二十二の二中「第 62 条の 2 関係」や「第 52 条の 3 関係」に代り、同様式を別記様式第七十二号とする。

別記様式第八十五号の二十三中「第 63 条関係」や「第 52 条の 4 関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に代り、同様式を別記様式第七十三号とする。

別記様式第八十五号の二十四中「第 63 条関係」や「第 52 条の 4 関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に代り、同様式を別記様式第七十三号の二とする。

別記様式第八十五号の二十五中「第 63 条、第 64 条関係」や「第 52 条の 4、第 52 条の 5 関係」に、「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」に代り、同様式を別記様式第七十二号の三とする。

別記様式第八十五号の二十六中「第 64 条関係」や「第 52 条の 5 関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に代り、同様式を別記様式第七十二号の四とする。

別記様式第八十五号の二十七中「第 64 条関係」や「第 52 条の 5 関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に代り、同様式を別記様式第七十三号の五とする。

別記様式第八十五号の二十八中「第 65 条関係」や「第 52 条の 6 関係」に代り、同様式を別記様式第七十四号とする。

別記様式第八十五号の二十九中「第 65 条関係」や「第 52 条の 6 関係」に代り、同様式を別記様式第七十四号の二とする。

別記様式第八十五号の三十中「第 66 条関係」や「第 52 条の 7 関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に代り、同様式を別記様式第七十五号とする。

別記様式第八十五号の三十一中「第 66 条の 2 関係」や「第 52 条の 8 関係」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に代り、同様式を別記様式第七十五号の二とする。

別記様式第八十五号の三十二中「第 68 条関係」や「第 52 条の 9 関係」に、「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」に、「第 18 条の 22 第 2 項」や「第 18 条の 24 第 6 項」

「第 8 条の 51 第 2 項」に代り、同様式を別記様式第七十六号とする。

別記様式第八十五号の三十二の二中「第 69 条関係」や「第 52 条の 10 関係」に、

「 地 域 」 や 「 県 税 」 に 「 広島県広島地域事務所長 」 や 「 広島県西部県税事務所長 」

務所長」に、「別記様式第85号の32の3」を「別記様式第77号の2」に改め、同様式を別記様式第七十七号とする。

別記様式第八十五号の三十二の三中「第69条関係」を「第52条の10関係」に、「別記様式第85号の32の2」を「別記様式第77号」に改め、同様式を別記様式第七十七号の二とする。

別記様式第八十五号の三十三中「第69条の2関係」を「第52条の11関係」に改め、同様式を別記様式第七十八号とする。

別記様式第八十五号の三十四中「第69条の2関係」を「第52条の11関係」に改め、同様式を別記様式第七十八号の二とする。

別記様式第八十五号の三十五中「(税務局)」を削り、「附則第19条第1・2号」を「附則第20条第1・2号」に改める。

(納税貯蓄組合法施行規則の一部改正)
第二条 納税貯蓄組合法施行規則(昭和三十年広島県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。
(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第三条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

「地域事務所長」を「県税事務所長」に、「広島県 地域事務所長」を「広島県 県税事務所長」に、「広島県税事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第八条第二項中「並びに総務局財務部税務課及び地域事務所税務局に勤務する技術員等(職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)附則第五項に規定する技術員等をいう。)(以下「税務職員」という。)」を削り、同条第三項及び第四項中「税務職員」を「徴税吏員」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「税務職員」を「徴税吏員」に、「別記様式第四十号」を「別記様式第四十号の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 徴税吏員は、自動車取得税について、課税標準額等を調査する場合には、別記様式第四十号による自動車取得税調査書によるものとする。

第八条第七項及び第九条中「税務職員」を「徴税吏員」に改める。

第十条第三号及び第四号を次のように改める。

三 軽油引取税課税原簿 別記様式第五十三号

四 鉱区税台帳 別記様式第五十四号

第十一条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 軽油引取税更正・決定決議書兼調査書 別記様式第四十四号

第十一条第二項第八号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に

改め、同条第四項第八号中「別記様式第七十一号」を「別記様式第四十四号」に改め、同条第九項第一号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に改める。

第十二条第九号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に改める。
第十五条第一項中「第六百九十九条の十四第二項」を「第二百二十五条第二項」に、「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に改め、同条第二項中「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に、「第六百九十九条の十四第二項」を「第二百二十五条第二項」に、「第七百条の二十一第二項」を「第四百四十四条の二十九第二項」に改める。

第十八条の四第一項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の三第一項」を「第四百四十四条の八第一項」に改め、同条第二項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の三第三項」を「第四百四十四条の八第三項」に改める。

第十八条の五第一項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の四第一項」を「第四百四十四条の九第一項」に改め、同条第二項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の四第三項」を「第四百四十四条の九第三項」に改める。

第十八条の六第一項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第一百五十二条第二項」を「第一百五十二条第二項」に改め、同条第二項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第一百五十二条第六項」を「第一百五十二条第六項」に改める。

第十九条第一項中「第七百条の十四の三第一項」を「第四百四十四条の二十第一項」に、「第七百条の十四の三第二項、第七百条の二十一第二項」を「第四百四十四条の二十第二項、第四百四十四条の二十九第二項」に、「第五百五十六条」を「第一百五十二条の九」に改める。

第二十条中「第七百条の十四の三第一項」を「第四百四十四条の二十第一項」に改める。
第二十二条第一項中「第七百条の二十一の二第一項」を「第四百四十四条の三十第一項」に、「第七百条の二十二第四項」を「第四百四十四条の三十一第四項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第五十七條の六」を「第四十一条」に改める。

第二十三条の二第一項中「第六十条第一項」を「第五十条第一項」に、「第七百条の十五第二項」を「第四百四十四条の二十一第二項（法附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第七百条の二十二第四項又は第五項」を「第四百四十四条の三十一第四項又は第五項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第二十三条の二の二中「第七百条の十五第四項」を「第四百四十四条の二十一第四項（法附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十三条の三第一項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に

改め、同項第一号中「第七百条の六の二第一項」を「第四百四十四条の七第一項」に改め、同項第二号中「第七百条の六の二第二項」を「第四百四十四条の七第一項」に、「第五十六条の五の三」を「第四十三条の八」に改め、同項第三号中「第七百条の六の四第一項」を「第四百四十四条の九第一項」に改め、同項第四号中「第七百条の六の四第三項」を「第四百四十四条の九第五項ただし書」に改め、同項第五号中「第七百条の六の四第五項ただし書」を「第四百四十四条の三十四第一項」に改め、同条第二項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同項第一号中「第七百条の六の三第一項」を「第四百四十四条の八第一項」に改め、同項第二号中「第七百条の六の三第三項」を「第四百四十四条の八第三項」に改め、同項第三号中「第七百条の六の四第一項」を「第四百四十四条の九第一項」に改め、同項第四号中「第七百条の六の四第三項」を「第四百四十四条の九第三項」に改め、同項第五号中「第七百条の六の四第四項」を「第四百四十四条の九第五項」に改め、同項第六号中「第七百条の二十二の四第一項」を「第四百四十四条の三十五第一項」に改め、同項第五号中「第七百条の二十二の五第一項」を「第四百四十四条の三十五第一項」に改め、同条第三項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第五十八条、第五十八条の二第六項又は第五十八条の三第六項」を「第四十三条、第四十四条第六項又は第四十五条第六項」に改め、同条第四項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同条第五項及び第六項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の四第一項」を「第四百四十四条の九第一項」に改め、同条第七項中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に、「第七百条の六の四第四項」を「第四百四十四条の九第四項」に改め、同条第八項中「第七百条の二十二の四第一項」を「第四百四十四条の三十四第一項」に、「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改める。

第二十六条第一項中「税務職員」を「徴税吏員」に改め、「歳入歳出外現金」の下に「（地方法人特別税を除く。）」を加え、同条第二項中「税務職員」を「徴税吏員」に改め、同条第三項中「税務職員」を「徴税吏員」に、「税務出納員」を「出納員」に改め、同条第四項から第六項までの規定及び第八項から第十項までの規定中「税務職員」を「徴税吏員」に改める。

第二十六条の二第一項中「による納付書」を「若しくは施行規則第十二号の二様式による納付書」に改める。

第二十八条の二中「別表第一の下欄」を「別表第二の下欄」に改める。

第二十九条中第十一項を第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12 県税事務所長は、戻出及び歳入歳出外現金の払出し又は支出及び歳入歳出外現金の払出しに係る誤払いを返納させるときは、別記様式第五百五十七号の十の二による戻入調書兼歳入歳出外現金受入調書を会計管理者又は出納員に交付して、戻入すべきことを通知しなければならない。

第二十九条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「又は支出」を「支出又は払出しの」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、

第六項を第七項とし、同条第五項中「又は歳入歳出外現金払出調書」を「歳入歳出外現金払出調書、戻出充当調書兼歳入歳出外現金払出調書又は支出調書兼歳入歳出外現金払出調書」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 県税事務所長は、前二項に規定する場合において、地方法人特別税に係る過誤納金等を還付し、若しくは未納に係る徴収金に充当し、又は還付加算金を支払い、若しくは当該金額を未納に係る徴収金に充当するために払出しをしようとする場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める文書を出納員に交付して、その払出しを命令又は通知しなければならない。

一 歳入金に係る過誤納金等の還付又は充当と併せて行う場合

別記様式第百五十七号の三の二による戻出充当調書兼歳入歳出外現金払出調書

二 歳出金に係る過誤納金等の還付又は充当と併せて行う場合

イ 還付又は未納に係る徴収金に充当するとき。

別記様式第百五十七号の四の二による支出調書兼歳入歳出外現金払出調書

ロ 還付加算金を支払い、又は当該金額を未納に係る徴収金に充当するとき。

別記様式第百五十七号の五の二による支出調書兼歳入歳出外現金払出調書

第三十二条第七項中「税務職員」を「徴税吏員」に改め、同条第十一項中「第五十七条の七」を「第四十二条」に改める。

別記様式第三号中「~~課税~~」を「~~課税~~」に改める。

別記様式第三号の三及び別記様式第三号の五中 「~~課税~~」を「~~課税~~」に改める。

改める。

別記様式第三号の六中「~~課税~~」を「~~課税~~」に改める。

別記様式第二十六号付表及び別記様式第二十八号付表中「~~課税事務所~~」を「~~県税事務所~~」に改める。

別記様式第三十四号中 「~~地域~~」を「~~地域~~」に改める。

別記様式第三十六号の三及び別記様式第三十六号の四中 「~~地域~~」を「~~地域~~」に改める。

改める。

別記様式第三十九号表)中「第700条の3」を「第144条の2」及び「第700条の6」を「第144条の6」及び「第700条の4第1項」を「第144条の3第1項」及び「第700条の4第2項」を「第144条の3第2項」及び「第700条の5第1号」を「第144条の5第1号」に改める。

別記様式第四十号を削り、別記様式第四十号の二を別記様式第四十号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第四十二号から別記様式第四十二号の八までの様式中「~~様式~~」を「~~様式~~」に改める。

別記様式第四十二号の九から別記様式第四十二号の十四までの様式中「~~様式~~」を「~~様式~~」に改める。

別記様式第四十二号の十五中「~~様式~~」を「~~様式~~」に改める。

別記様式第四十四号を次のように改める。

様式第44号(第11条関係)

軽油引取税更正・決定決議書兼調査書

決裁者			担当者	調定年月日	業 種	事務所又は事業所の名称	氏 名(名 称)		県税	賦課番号			
				・ ・									
				決議年月日									
				・ ・									
実績年月	処理別	申 告(既 往)額				調 査(更 正・決 定)額				差 引 増 減 額		加 算 金	
		引渡(消費) 等数量 (リットル)	非課税数量 (リットル)	課税標準量 (リットル)	税 額 (円)	引渡(消費) 等数量 (リットル)	非課税数量 (リットル)	課税標準量 (リットル)	税 額 (円)	課税標準量 (リットル)	税 額 (円)	コード	金 額 (円)
合 計													

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第五十三号を削り、別記様式第五十四号を別記様式第五十三号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第54号(第10条関係)

(表)

鋳 区 税 台 帳

権 利 設 定 日		平 成 年 月 日	鋳業権者又は鋳業代理人		
登 録 番 号	権 第 号	登 録 理 由 及び年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (名称)	
鋳 区 所 在 地					
鋳 種 名					
存 続 期 間	平 成 年 月 日 まで				
	平 成 年 月 日 まで延長				
	平 成 年 月 日 まで延長				
面 (延 積) 当 初 面 (延長)	平 成 年 月 日 異動				
	平 成 年 月 日 異動				
	平 成 年 月 日 異動				
	平 成 年 月 日 異動				
	平 成 年 月 日 異動				
摘 要					
			納 税 住 所		
			管 理 人 氏 名 (名称)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

年度別	納税通知 書番 号	税 額 円	調 定 年 月 日	納 期 限	輕 減 延 滞 金 最 終 日	収 入 年 月 日	摘 要
			• • •	• • •	• • •	• • •	
			• • •	• • •	• • •	• • •	

中 欄 省 略

別記様式第五十七号の二及び別記様式第五十七号の四中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第五十八号及び別記様式第五十九号中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第六十号の二中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第六十号の二の二及び別記様式第六十号の二の三中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第六十号の三中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第六十二号中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第六十七号中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第六十七号の二中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第六十七号の二の二及び別記様式第六十七号の二の三中「~~地~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第六十八号及び別記様式第六十九号中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第七十一号を削る。

別記様式第七十一号の二中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改め、同様式を別記様式第七十一号とする。

別記様式第七十二号中「~~附則~~第19条1号」を「~~附則~~第20条1号」に改める。

別記様式第七十三号中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」及び「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第七十三号の二中「自動車税・自動車取得税」を「自動車取得税・自動車税」に改める。

別記様式第七十四号及び別記様式第七十五号中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第七十六号から別記様式第七十六号の六までの様式中「~~地~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第七十七号及び別記様式第七十八号中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第七十九号中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第八十号及び別記様式第八十一号中「~~専~~ 域」を「~~県~~ 域」に改める。

別記様式第八十三号を次のように改める。

様式第83号(第13条関係)

その1

県 税 調 定 収 入 済 額 調

平成 年度

平成 年 月 日現在

区分 税目			予算(決算見込)額 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		予算(決算見込)に対する進ちょく率		前年同期比率				
											本年 %	前年 %	本年 %	前年 %	調 定		収 入		
															本年 %	前年 %	本年 %	前年 %	
県 民 税	個 人	均等割									・	・	・	・	・	・	・	・	個 県 配 当
		配当割										・	・	・	・	・	・	・	
	株 式 等 譲 渡 所 得 割	株式等譲渡所得割										・	・	・	・	・	・	・	譲 渡 所 小 計
		計										・	・	・	・	・	・	・	
法 人 税	法 人	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	法 人 小 計
	利 子 割	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	利 子 小 計
	計	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	
事 業 税	個 人	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	個 事 法 事 小 計
	法 人	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	法 人 小 計
	計	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	
法 人 二 税		現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	法 人 二 税
地 方 消 費 税	譲 渡 割										・	・	・	・	・	・	・	・	譲 渡
	貨 物 割										・	・	・	・	・	・	・	・	貨 物
	計										・	・	・	・	・	・	・	・	計

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

その2

平成 年度

平成 年 月 日現在

区分 税目	現滞計	予算(決算見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不欠損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		予算(決算見込)に対する進ちよく率		前年同期比率				
										本年%	前年%	本年%	前年%	調定		収入		
														本年%	前年%	本年%	前年%	
不動産取得税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	不動産
県たばこ税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	たばこ
ゴルフ場利用税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	ゴルフ
自動車取得税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	自取
軽油引取税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	軽油
自動車税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	自動車
鉦区税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	鉦区
狩猟税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	狩猟
産業廃棄物埋立税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	産廃

備考 用紙の大きさは、縦 27.9センチメートル、横 36.8センチメートルとする。

その3

平成 年度

平成 年 月 日現在

区 分 税 目			予算(決算 見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不 欠 損 額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		予算(決算見込)に対する進ちよ く率				前年同期比率				
											本年 %	前年 %	本年 %	前年 %	調 定		収 入				
															本年 %	前年 %	本年 %	前年 %			
旧 法 に よ る 税	特別地方 消費 税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	特 消	
	狩 猟 者 登 録 税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	旧 狩 猟	
	自 動 車 取 得 税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	旧 自 取	
	軽 引 取 油 税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	旧 軽 油	
	計	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	計	
合 計	現滞計										・	・	・	・	・	・	・	・	・	合 計	

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

その4
平成 年度

平成 年 月 日現在

区分 税目	予算(決算 見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不欠 損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		前年同期比率				合計				
									本年 %	前年 %	調定		収入						
											本年 %	前年 %	本年 %	前年 %					
合計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	合計

(証紙収入・証紙代金収納計器収入)

自動車税									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	自動車
自動車取得税									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	自取
狩猟税									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	狩猟
合計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	合計

(現金出納検査調書の額)

県税合計	現滞計																		県合計
									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	税計

地方消費税 清算金																			清
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

地方法人特別譲与税																			特
地方揮発油譲与税																			譲
石油ガス譲与税																			石
地方道路譲与税																			譲
航空機燃料 譲与税																			航
合計																			譲
									・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	合計

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

その5

県 税 税 外 調 定 収 入 済 額 調

平成 年度

平成 年 月 日現在

区 分 税 目	予 算 (決 算 見 込) 額 千 円	本 月 調 定 額 円	調 定 累 計 額 円	本 月 収 入 額 円	収 入 累 計 額 円	過 誤 納 額 円	不 納 欠 損 額 円	収 入 未 済 額 円	調 定 に 対 す る 収 入 率		予 算 (決 算 見 込) に 対 す る 進 ち よ く 率				前 年 同 期 比 率			
									本 年 %	前 年 %	本 年 %	前 年 %	本 年 %	前 年 %	本 年 %	前 年 %		
																	調	定
延 滞 金									・	・	・	・	・	・	・	・	・	延滞金
過 少 申 告 金 現 滞 計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	過少
不 申 告 金 現 滞 計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	不申
重 加 算 金 現 滞 計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	重加
滞 納 処 分 費									・	・	・	・	・	・	・	・	・	処分
計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	計

総 合 計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	総計
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

別記様式第百十五号中「第35号の2様式」や「第16号の11様式」に於ける。
別記様式第百十五号の三中「別記様式第85号の1の12の2」や「別記様式第61号の2」に於ける。

別記様式第百六号中 「地域」や「県税」及び別記様式第85号の32の2
コード」及び「別記様式第85号の32の2
コード」及び「別記様式第77号及び別記様式第77号の2」に於ける。

別記様式第百六号の二中 「地域」や「県税」に於ける。
別記様式第百六号の二中「別記様式第85号の1の12の3」や「別記様式第61号の3」に於ける。

別記様式第百七号の三中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」
及び「第700条の6の3第1項」や「第144条の8第1項」及び「別記様式第85号の2」や「別記様式第64号」に於ける。

別記様式第百七号の四中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」
及び「別記様式第85号の3」や「別記様式第64号の2」に於ける。
別記様式第百七号の四中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」
及び「別記様式第85号の4」や「別記様式第64号の3」に於ける。

別記様式第百七号の六中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」
及び「第700条の6の4第1項」や「第144条の9第1項」及び「別記様式第85号の5」や「別記様式第65号」に於ける。

別記様式第百七号の七中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」
及び「別記様式第85号の6」や「別記様式第65号の2」に於ける。
別記様式第百七号の七中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」
及び「別記様式第85号の7」や「別記様式第65号の3」に於ける。

別記様式第百十九号の六及び別記様式第百十九号の十中「広島県広島地域事務所長」や
「広島県西部県税事務所長」に於ける。
別記様式第百二十号中「別記様式第85号の25」や「別記様式第73号の3」に於ける。
別記様式第百二十号の二中「別記様式第85号の33」や「別記様式第78号」に於ける。
別記様式第百二十号の三中「別記様式第85号の33」や「別記様式第78号」に於ける。

別記様式第百二十号の三中 「第699条の14」第6項
第1項」及び「第125条」第6項
第1項」

別記様式第百二十号の三中「第699条の14」第6項及び「別記様式第62号の2」に於ける。

別記様式第百二十号の四中「第699条の14第1項」や「第125条第1項」及び「別記様式第85号の1の12の6」や「別記様式第62号の3」に於ける。

別記様式第百二十号の五中「第699条の15第1項」や「第126条第1項」及び「別記

記様式第 85 号の 1 の 12 の 8」や「別記様式第 62 号の 5」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「第 609 条の 15 第 1 項」や「第 126 条第 1 項」及び「別記様式第 85 号の 1 の 12 の 9」や「別記様式第 62 号の 6」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「第 700 条の 15 第 4 項」や「第 144 条の 21 第 4 項」に於ける。
「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 18 条の 6 第 1 項」や「第 8 条の 32 第 1 項」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 2 第 1 項」や「第 144 条の 7 第 1 項」及び「第 56 条の 5 の 3」や「第 43 条の 8」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 4 第 1 項」や「第 144 条の 9 第 1 項」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 4 第 1 項」及び「第 144 条の 9 第 1 項」に於ける。
「第 3 項」
「第 5 項本文」や「第 144 条の 9 第 5 項本文」及び「第 6 項後段」

との。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 4 第 4 項」や「第 144 条の 9 第 4 項」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 22 の 4 第 1 項」及び「第 144 条の 34 第 1 項」に於ける。
「第 2 項」や「第 144 条の 34 第 2 項」及び「第 3 項」

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 3 第 1 項」や「第 144 条の 8 第 1 項」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 3 第 3 項」や「第 144 条の 8 第 3 項」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 4 第 1 項」や「第 144 条の 9 第 1 項」に於ける。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 6 の 4 第 3 項」及び「第 144 条の 9 第 3 項」に於ける。
「第 5 項本文」や「第 144 条の 9 第 5 項本文」及び「第 6 項後段」

との。

「民部省官制第十一号のイ中「広島県広島地域事務所長」や「広島県西部県税事務所長」及び「第 700 条の 22 の 5 第 1 項」及び「第 144 条の 35 第 1 項」に於ける。
「第 2 項」及び「第 144 条の 35 第 2 項」

別記様式第百三十一号の十の二及び別記様式第百三十一号の十の三中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」と改める。

別記様式第百三十一号の十一及び別記様式第百三十一号の十二中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」と改める。第700条の6の4第1項を「第144条の9第1項」と改める。

別記様式第百三十一号の十三中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」と改める。第700条の6の4第4項を「第144条の9第4項」と改める。

別記様式第百三十一号の十四中「広島県広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」と改める。
「

第1項	「
第2項	第1項
第3項	第2項

」を「

第1項	「
第2項	第1項
第3項	第2項

」

別記様式第百三十三号中「地域事務所」を「県税事務所」とし、「地域」を「県税」と改める。

別記様式第百三十八号表)中「地域コード」を「県税コード」と改める。

別記様式第百三十八号の二表)中「地域コード」を「県税コード」と改める。

別記様式第百三十八号の三表)から別記様式第百三十八号の五表)までの様式中「地域コード」を「県税コード」と改める。

別記様式第百三十八号の六表)中「地域コード」を「県税コード」とし、「前年地域」を「前年県税」と改める。

別記様式第百三十九号中「

地域

」を「

県税

」とし、「広島県 地域事務所税務

局」を「広島県 県税事務所」と改める。

別記様式第百四十二号中「

地域

」を「

県税

」とし、「

地域

」を

「

県税

」とし、「広島県 地域事務所」を「広島県 県税事務所」と改める。

別記様式第百四十一号中「広島県 地域事務所」を「広島県 県税事務所」と改める。

別記様式第百四十四号中「

広島県 地域事務所
税務出納員

」を「

広島県 県税事務所
出納員

」

と改める。

別記様式第百四十五号中「

地域

」を「

県税

」と改める。

別記様式第百四十八号から別記様式第百五十号までの様式中「広島県 地域事務所」

を「広島県 県税事務所」と改める。

別記様式第百五十五号中「

地域事務所
(税務局又は税務局支局)

」を「

県税事務所

」

改める。

別記様式第百五十七号の三中「~~専攻事務所~~」を「~~県税事務所~~」に、「~~専攻~~」を「~~海防~~」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第157号の3の2(第29条関係)

収支等命令者

決裁	
----	--

出納員

決裁	
----	--

戻 出 充 当 調 書
兼 歳 入 歳 出 外 現 金 払 出 調 書

県 税 事 務 所

納 付 (納 入) 済 額	正 当 額	過 誤 納 額	充 当 額	差 引 還 付 額		
円	円	円	円	円		
()	()	()	()	()		
		年度(区分) 年度 一般会計歳入金 及び歳入歳出外現金	科目 別紙科目仕訳 書のとおり	年度(区分) 年度 一般会計歳入金 及び歳入歳出外現金	科目 別紙科目仕訳 書のとおり	
受取人 住所(所在地)	起 案 年 月 日	年 月 日	資金交付番号			
	収 支 等 命 令 者 決 裁 年 月 日	年 月 日	支 払 方 法	件 数	金 額 円	
	氏 名 (名 称)	出 納 員 決 裁 年 月 日	年 月 日			()
		支 払 指 定 年 月 日	年 月 日			()
		資 金 交 付 年 月 日	年 月 日			()
(内訳は別紙債権者(受取人)内訳書のとおり)						

(注) 別記様式第157号の2の過誤納金等還付・充当計算書兼還付加算金計算書を添付すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 小切手払によりこの様式を使用する場合には、この様式中「資金交付年月日」とあるのは「小切手振出年月日」に、「資金交付番号」とあるのは「小切手振出番号」に書き替えるものとする。

附表1

科 目 仕 訳 書

県税								
款	項	目	節	過 誤 納 額		充 当 額	還 付 額	備 考
				金 額	件 数			
合 計								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表1の2

科 目 仕 訳 書 (地方法人特別税用)

県税								
	区分	種類		過 誤 納 額		充 当 額	還 付 額	備 考
				金 額	件 数			
合 計								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表1の3

科 目 仕 訳 書 (充当先内訳書)

県税					
款	項	目	節	充 当 額	
合 計					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第百五十七号の四中「**地城事務所**」を「**県税事務所**」に、「**地城**」を
「**地城**」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第157号の4の2(第29条関係)

収支等命令者

決裁	
----	--

出納員

決裁	
----	--

支 出 調 書
兼 歳 入 歳 出 外 現 金 払 出 調 書

県税事務所

年 度 (区 分)	目	事 業	節	金 額	
年 度 一 般 会 計 歳 出 金 及 び 歳 入 歳 出 外 現 金				円	
受取人 住所(所在地) 氏名(名称) 外 名 (内訳は別紙債権者(受取人)内訳書のとおり)	起 案 年 月 日	年 月 日	資金交付番号		
	収 支 等 命 令 者 決 裁 年 月 日	年 月 日	支 払 方 法	件 数	金 額
	出納員決裁年月日	年 月 日		件	円
	支 払 指 定 年 月 日	年 月 日			()
	資 金 交 付 年 月 日	年 月 日			()
	債 務 確 定 年 月 日	別添の計算書の過誤納等 発生年月日のとおり			

(注) 別記様式第157号の2の過誤納金等還付・充当計算書兼還付加算金計算書を添付すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 小切手払によりこの様式を使用する場合には、この様式中「資金交付年月日」とあるのは「小切手振出年月日」に、「資金交付番号」とあるのは「小切手振出番号」に書き替えるものとする。

別記様式第百五十七号の五中「**専修事務所**」を「**無税事務所**」に、「**専修**」を「**無税**」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第157号の5の2(第29条関係)

収支等命令者

決裁	
----	--

出納員

決裁	
----	--

支出調書兼歳入歳出外現金払出調書
(公 金 振 替 用)

県税事務所

年 度 (区 分)	目	事 業	節	金 額
年 度 一 般 会 計 歳 出 金 及 び 歳 入 歳 出 外 現 金				円
受取人 住所(所在地) 氏名(名称) 外 名 (内訳は別紙債権者(受取人)内訳書のとおり)	起 案 年 月 日	年 月 日	公 金 振 替 書 番 号	
	収 支 等 命 令 者 決 裁 年 月 日	年 月 日	振 替 先	所 属
	出 納 員 決 裁 年 月 日	年 月 日		
	支 払 指 定 年 月 日	年 月 日	年 度 (区 分)	年 度 一 般 会 計 歳 入 金 及 び 歳 入 歳 出 外 現 金
	公 金 振 替 書 発 行 年 月 日	年 月 日	科 目	別 紙 科 目 仕 訳 書 の と お り
	債 務 確 定 年 月 日	別 添 の 計 算 書 の 過 誤 納 等 発 生 年 月 日 の と お り		

(注) 別記様式第157号の2の過誤納金等還付・充当計算書兼還付加算金計算書を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附表1

科 目 仕 訳 書 (充 当 先 内 訳 書)

県税					
款	項	目	節	充 当	額
					円
合 計					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表2

債 権 者 内 訳 書 (公金振替用)

県税				支払日：
頁番号	公 金 振 替 先 科 目	金 額	住 所 ・ 所 在 地 及 び 氏 名 ・ 名 称	
	***** 合 計 *****			
	***** 合 計 *****			
	***** 合 計 *****			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

付表3

受 取 人 内 訳 書 (公金振替用)

県税			
頁番号	公 金 振 替 先 科 目	金 額	住 所 ・ 所 在 地 及 び 氏 名 ・ 名 称
	***** 合 計 *****		
	***** 合 計 *****		
	***** 合 計 *****		

支払日：

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第百五十七号の六から別記様式第百五十七号の八までの様式中「簿 冊 務 所」を「県 税 事 務 所」に改める。

別記様式第百五十七号の九中「地 域 事 務 所」を「県 税 事 務 所」に改める。

別記様式第百五十七号の十中「地 域 事 務 所」を「県 税 事 務 所」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第157号の10の2(第29条関係)

収支等命令者

決裁	
----	--

出納員

決裁	
----	--

戻 入 調 書
兼 歳 入 歳 出 外 現 金 受 入 調 書

県税事務所

年 度 (区 分)	款 (種類)	項	目	事 業	節	金 額
						円
納入者 住所(所在地)・氏名(名称)	戻 入 の 理 由	起 案 年 月 日	年 月 日	戻 入 す べ き 金 額 の 明 細	資 金 交 付 年 月 日	年 月 日
		収 支 等 命 令 者 決 裁 年 月 日	年 月 日		支 払 方 法	
		出 納 員 決 裁 年 月 日	年 月 日		案 内 番 号	
		納 入 通 知 書 発 行 年 月 日	年 月 日		住 所 (所 在 地)	
		納 入 通 知 書 番 号				
		納 期 限	年 月 日		氏 名 (名 称)	
		納 入 年 月 日	年 月 日			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第二百五十号付表中「~~課税ローダ~~」を「~~課税ローダ~~」に改める。

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和四十年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「地域事務所の」を「県税事務所の」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「~~課税事務所~~」を「~~課税事務所~~」に改める。

(証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正)

第五条 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則(昭和四十七年広島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十九条第四項及び第百四十三条の八第三項」を「第百条第三項及び第百十九条第四項」に、「自動車税の払込み及び自動車取得税の納付」を「自動車取得税の納付及び自動車税の払込み」に改める。

第三条第一項中「第百十九条第三項前段及び第百四十三条の八第二項前段」を「第百条第二項前段及び第百十九条第三項前段」に改め、同条第二項中「第百十九条第三項後段及び第百四十三条の八第二項後段」を「第百条第二項後段及び第百十九条第三項後段」に改める。

第四条第一項中「第百十九条第三項前段又は第百四十三条の八第二項前段」を「第百条第二項前段又は第百十九条第三項前段」に改め、同条第二項中「第百十九条第三項後段又は第百四十三条の八第二項後段」を「第百条第二項後段又は第百十九条第三項後段」に改める。

別記様式第三号中「~~課税事務所~~・~~課税事務所~~」を「~~課税事務所~~・~~課税事務所~~」に改める。

(農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和四十七年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「地域事務所の」を「県税事務所の」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「~~課税事務所~~」を「~~課税事務所~~」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(昭和六十二年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「地域事務所の」を「県税事務所の」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第十二条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号、別記様式第八号及び別記様式第十二号中 「~~様式~~」を
「~~様式~~」に改める。

別記様式第十三号中 「~~様式~~」を
「~~様式~~」に改める。

別記様式第十三号中 「~~様式~~」を「~~様式~~」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
（旧様式による用紙に関する経過措置）
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。